

【改訂版】
入札制度改革基本方針

令和2年3月

小牧市

目次

1	「入札制度改革基本方針」策定後の総括	P3
2	「入札制度改革基本方針」見直し時の背景	P9
3	入札制度改革の基本的方向	P10
4	調達の取組内容	P10
	(1) 制限付一般競争入札	
	(2) 指名競争入札	
	(3) 制限付一般競争入札総合評価落札方式	
	(4) 予定価格	
	(5) 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格	
	(6) 市内本店企業への優先発注・発注拡大	
	(7) 工事における品質確保	
	(8) 技術力の向上	
	(9) 関係機関との連携	
	(10) 新規企業の参入	
	(11) 適正な労働環境の確保	
	(12) その他	
5	推進体制	P12

1 「入札制度改革基本方針」策定後の総括

平成25年3月に策定した「入札制度改革基本方針」により、「最少の経費で最大の効果の追求」、「適正な条件設定のもとでの競争性・公平性の確保」、「情報公開などによる透明性の確保」を基本原則としつつ、優良な市内建設企業の成長に軸足を置いた入札制度を目指すとともに、関係機関と幅広い連携を図りながら、有効な対策を講じることを入札制度改革の基本的方向として、様々な取組を実施してきました。

その取組の成果や結果を毎年度まとめ、公表した上で、その後の取組に活かしてきました。

以下に、5年間の取組を行った成果やその取組の主な対象であった市内本店建設企業が感じている成果や考えを総括します。

(1) 各具体的取組の5年間成果

平成30年7月に市内本店建設企業（79社）を対象とし、各取組項目についてアンケートを実施しました。

入札制度改革基本方針 「4 具体的な取組み」		5ヶ年総括 (平成25年度～平成29年度)
(1) 制限付一般競争入札	制限付一般競争入札は、そのデメリット部分や事務対応上の問題の整理を図りつつ、その対象を現在の設計金額3,000万円以上の工事から順次引き下げを行い、施行の拡大を図ります。 また、制限とする参加要件において、工事成績評定点の活用など、優良な企業への配慮について検討を進めます。	○当初の設計金額3,000万円以上の工事から設計金額2,000万円以上に引き下げを行い、拡大を図りましたが、入札参加者数が増加しないことや、事後審査などの事務量が多いことから、それ以上の拡大に至っておりません。 アンケート結果によると「現在の設計金額2,000万円以上が適当」が40%の回答、「以前の設計金額3,000万円以上に戻す」が47%の回答であり、これ以上の拡大には消極的な意見が多いことがわかりました。

<p>(2) 指名競争入札</p>	<p>指名競争入札は、制限付一般競争入札の拡大に併せ、順次その対象を縮小します。</p> <p>なお、指名業者選定要領の選定基準を見直し、企業の規模などを勘案する中で市内企業の育成に配慮した入札参加指名選定を行います。</p>	<p>○一般競争入札の対象が設計金額2,000万円以上の拡大に至っていないため、指名競争入札の対象案件の縮小は、それ以上実施できておりません。</p>
<p>(3) 制限付一般競争入札 総合評価落札方式</p>	<p>総合評価落札方式は、企業の提案や企業能力を入札に反映できるものの、市内企業参加工事における評価の有効性や工期の確保に配慮する必要があることから、当面は、その適用について、国の動向を参考としつつ、現在の小牧市建設工事総合評価競争入札試行要綱に基づき実施します。なお、現在の最低制限価格の採用については、低入札価格調査制度の採用に改め、更に価格とそれ以外の評価の総合性を高めます。</p>	<p>○概ね議会案件の対象となる工事においては、総合評価落札方式による入札を実施し、最低制限価格制度から低入札価格調査制度の採用に改めました。市内企業を活用してもらうための提案を求めることや、小牧市の優良工事公表や成績評定点を評価項目に追加するなど、価格以外の評価による総合的な決定方法による入札を行うことができました。</p> <p>アンケート結果によると、総合評価実施件数については「現在の年に2,3件が適当」が57%で一番多い回答でした。</p>
<p>(4) 電子入札</p>	<p>電子入札は、おおむね設計金額500万円以上の工事及び50万円以上の委託業務において実施していますが、より一層の拡大を図ります。</p>	<p>【終了】</p> <p>○紙入札から電子入札へ順次切替えを行い、工事は平成28年度途中から、物品等については平成30年度から原則電子入札とすることができました。</p>

<p>(5) 予定価格</p>	<p>予定価格を事前公表することで、入札参加業者・発注者の事務軽減（採算の見込めない入札回避、入札回数削減の低減）、不正行為の防止（贈収賄など）及び受注目安による入札不調減少から適切な発注時期の確保が図られており、現状において不都合がないことから、当面は事前公表を維持することとします。ただし、今後弊害が生ずるようなことがあれば見直します。</p>	<p>○国の方針は事後公表となっておりますが、愛知県を始め県内の自治体については、事前公表としているところが多い状況であります。他の自治体では事後公表にしたことによる不調の増加などのデメリットも確認されていることから、現時点では事前公表とします。</p> <p>アンケート結果によると、予定価格の公表時期について、「現在の事前公表が適当」が68%で一番多い回答でした。</p>
<p>(6) 最低制限価格</p>	<p>事前公表により、最低制限価格でのくじ引きが多発しているところです。一方、試行的に実施している現行の算定式による最低制限価格の事後公表においては、くじ引きは発生しないものの、失格者が多く発生しており、入札不調による工事への影響が懸念されます。こうしたことから、当面は最低制限価格の事後公表の拡大を図りつつ、その効果、課題を検証します。併せて低入札調査制度の導入や、新たな最低制限価格算定方法（現行の算定式方式を改め、入札平均価格からの算定による変動型最低制限価格制度など）の検討を進めます。</p>	<p>○最低制限価格を全て計算式に改め事後公表にしたことで「くじ引き」は一時減少しましたが、企業側の積算能力の向上により、再び「くじ引き」の件数が増加傾向にあります。最低制限価格未満の応札により、無効となるケースも出てきています。</p> <p>○変動型最低制限価格算定式による入札を実施することで、市場価格を把握し最低制限価格を計算する算定式を変更するなどしましたが、国・愛知県が設定している最低制限価格は予定価格の90%程度となっており、市は80%程度と10%の開きがあるため、今後も企業の適正な利潤を検討する中で最低制限価格を設定する必要があります。</p>

<p>(7) 市内本店企業への発注拡大</p>	<p>市内本店企業で施工が可能と判断される規模の工事については、積極的に市内本店企業への発注を進めるなど、工事発注基準の見直しを行い、市内本店企業への発注拡大を図ります。</p> <p>また、下請負として市発注工事に市内企業が参入しやすい環境づくりの検討など、小牧商工会議所等関係機関とも連携を図ります。</p>	<p>○市内本店企業への発注拡大を行うため、対象を拡大した予定金額の入札についても市内本店企業限定で試行しておりますが、応札者数が増加しないため、本格実施には至っておりません。</p> <p>○小牧商工会議所とは、毎年意見交換会を実施し、情報交換やお互いの考えを共有するように努めております。また、新規の市内企業の情報収集も行うようにしております。</p> <p>アンケート結果によると、市内本店企業への発注拡大については、「現在が適当」が55%の回答、「さらに取組を進める」が41%の回答で多くの企業がさらなる発注拡大を要望していることが確認できました。</p>
<p>(8) 前金払</p>	<p>企業の経営環境の改善を図るため、現在の前金払制度に、中間前金払制度を付加することや、出来高融資制度を新たに導入することなど、建設資金に対する対応強化を進めます。</p>	<p>【終了】</p> <p>○工事において中間前金払制度や出来高融資制度を導入しました。平成30年度からは、工事に関する設計、調査及び測量に関する業務委託についても前金払制度を導入し建設資金に対する対応強化を図ることができました。</p>
<p>(9) 暴力団等の排除</p>	<p>小牧市暴力団排除条例により、暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者を公共工事の入札に参加させないなど、暴力団の排除について小牧警察署との連携を強化し、排除に必要な措置を講じます。</p>	<p>【終了(取組継続)】</p> <p>○小牧警察署と連携し、暴力団関係者を入札から排除するよう努めており、今まで排除が必要な事例はありませんでした。</p>

<p>(10) 談合等の不正排除</p>	<p>談合等の不正排除については、契約約款、小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づき実施していますが、今後は、指名停止期間の適用において、より厳しい扱いとし、その判断基準の改定を進めます。また、不正防止の取り組み強化や、不正を生みにくい事務管理方法について検討を進めます。</p>	<p>【終了(取組継続)】</p> <p>○指名停止期間を長期化させるなどの措置により、不正の排除に努めており、本市において談合の事例は起きておりません。また、市の職員への談合防止の意識向上のため、毎年公正取引委員会の職員を講師に招き研修を実施しております。</p>
<p>(11) 工事における品質確保</p>	<p>これまでの監督員の施工プロセスチェックリストによる監理を継続施行するとともに、工事施工中の現場確認の強化や工事成績評定を入札に反映することによる企業対応（品質、出来形など施工管理に対する工夫、改善）の促進など、より良い品質の確保を目指した取組みを進めます。</p>	<p>○施工中の現地を確認し不備項目を指摘することや、工事成績評定点などを市の独自点や総合評価落札方式の評価項目に取り入れて入札を行うことにより、品質確保を図りました。品質の目安となる工事成績評定点は、土木・水道工事は平成25年度から徐々に上昇しておりますが、建築工事については、大きな変動はありませんでした。</p> <p>アンケート結果によると、品質確保の取組については、「現在の取組が適当」が83%で一番多い回答でした。もっと成績評定点を入札に利用してほしいとの意見もありました。</p>
<p>(12) 技術力の向上</p>	<p>市内企業の技術力向上のため、工事検査における指摘事項や標準仕様書等の改正にかかる情報などを企業に伝える方策の整備、工事表彰制度及び研修会の開催などを進めます。</p>	<p>○工事における指摘事項や、仕様書などの改正情報をHPや研修を通じ提供しています。また、優良工事の公表制度を作り、企業のやりがいを引き出す取組みを行いました。</p> <p>アンケート結果によると、技術力向上の取組については、「現在の取組が適当」が77%で</p>

		<p>一番多い回答でした。優良工事の表彰制度を作ってほしいとの意見もありました。</p>
<p>(13) 入札情報の公開</p>	<p>入札関係情報のホームページへの掲載など、より多くの情報について、公表拡大を進めます。</p>	<p>【終了】</p> <p>○入札結果の公表は、電子入札を進めることにより、必然的に拡大されることになるため、現在は、入札結果を誰でも容易に閲覧できるようになっています。</p>
<p>(14) その他</p>	<p>入札制度改革の基本的方向に則した施策について、調査・研究するとともに、有効な施策については、その施行に向けて積極的に取り組めます。</p>	<p>○毎年度、2回入札制度検討委員会を実施し、実施した取組みの検証や新たな取組の審査を行っています。</p> <p>○かわら版（ももたろう通信）を発行し、職員の入札に関する意識の啓発に努めています。</p> <p>○現場で働く労働者の労働環境の確認のため、「労働環境チェックシート」を実施しています。</p> <p>○債務負担行為による切れ目ない工事の発注を行ない、工事発注時期の平準化に努めています。</p> <p>アンケート結果によると、工事発注時期の平準化については、「現行程度の件数で継続」の回答が46%、「件数を増やす」が44%の回答でした。</p>

(2) 全体まとめ

取組項目ごとにまとめた結果、当初の目的が達成できたものは【終了】と記述しました。今後も同様の取組を継続的に実施していくことが必要ではあるが、現状問題がないものについては、【終了（取組継続）】としました。その他の取組では、今後も取組が必要なものや、内容の検討が必要な

ものなどが確認できました。

また、アンケートの最後に、「企業が継続的な発展をしていくために企業自身が考える一番の課題は何か。」との問いに対し、多くの企業が「人材の確保・育成である。」との回答でした。

2 「入札制度改革基本方針」見直し時の背景

建設産業全体は、建設投資額としては、平成4年度のピーク時から減少し、平成22年度からは徐々に回復してきているものの、就業者数は横ばいであり、年齢別でも60歳以上の技能者が全体の約4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれます。また、これからの建設産業を支える29歳以下の割合は全体の約10%であり、若年入職者の確保・育成が喫緊の課題であります。

そのため国は、インフラ等の品質確保とその担い手確保の実現を目指し、平成26年には、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、平成27年には「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「建設業法」の改正を行っております。また、平成30年度からは、働き方改革として、長時間労働の是正、給与・社会保障、生産性向上に関する取組を実施しております。

このような建設産業全体の課題は、市内本店建設企業においても同様であります。

また、本市では平成28年7月1日に中小企業の振興についての基本理念を定め、市、中小企業、小規模企業者、小牧商工会議所等の責務等を明らかにし、これらが相互に協力するとともに、市の中小企業の振興に係る施策の基本となる事項を定め、これを総合的に実施することにより、もって中小企業の振興、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的として、「小牧市中小企業振興基本条例」を施行したところであり、第14条第2項において、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行、透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めるものとするとしており、市内中小企業成長発展に努めることと規定しております。

以上のことや、平成25年3月に策定した「入札制度改革基本方針」の具体的な取組の成果等の総括を行ったことから、本市の公共調達の方向性を改めて明確にすることが、より適正な入札改革を進めるうえで必要と考え、「入札制度改革基本方針」を見直すことにいたしました。

3 入札制度改革の基本的方向

本市の調達的主要な相手となる市内企業が継続的に発展していくことは、地域社会の形成、発展、ライフラインの維持及び災害時の対応などの市民生活の維持、向上にとって大変重要です。

本市の調達において、市内企業を育成し、継続的に発展していく方策を実施していくことは、企業側が考える一番の課題である人材の確保・育成の解決にとっても必要と考えます。

市内企業の発展に、調達において関われる部分は限定的であり、基本的には社会経済状況に委ねるところですが、今後一層の育成に対する取組を実施します。

そのため本市は、「最少の経費で最大の効果の追求」、「適正な条件設定のもとでの競争性・公平性の確保」、「情報公開などによる透明性の確保」を基本原則としつつ、優良な市内企業の成長に軸足を置いた入札制度を目指すとともに、関係機関と幅広い連携を図りながら、有効な対策を講じることを入札制度改革の基本的方向とします。

4 調達の取組内容

具体的な取組み	建設工事	業務委託※ ¹	物品※ ²
(1) 制限付一般競争入札	○		
(2) 指名競争入札	○	○	○
(3) 制限付一般競争入札総合評価落札方式	○		
(4) 予定価格	○	○	○
(5) 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格	○		
(6) 市内本店企業への優先発注・発注拡大	○	○	○
(7) 工事における品質確保	○		
(8) 技術力の向上	○		
(9) 関係機関との連携	○	○	○
(10) 新規企業の参入	○	○	○
(11) 適正な労働環境の確保	○	○	
(12) その他	○	○	○

※1 業務委託とは、設計・測量・コンサル、草刈、浚渫、清掃、警備、保守管理、窓口業務等の委託契約です。

※2 物品とは、消耗品・備品購入、印刷、リース・レンタル等で建設工事、業務委託に含まれない契約です。

(1) 制限付一般競争入札

市内企業の育成にも配慮しつつ競争性を確保する観点から、制限付一般競争入札の対象工事は現在の2,000万円以上として、競争参加可能者数を考慮したうえで対象工事の拡大又は縮小も含めて検討していきます。

(2) 指名競争入札

指名競争入札により、市内企業の受注機会の確保に対し配慮が可能であるため、公正性、経済性及び適正な履行を確保しつつ、効率的な事務処理をします。

(3) 制限付一般競争入札総合評価落札方式

実施件数が少ないことから、試行を通して評価項目の選定や評価点の配分の効果等を検証し、制度化に向けた課題等の整理を行います。

(4) 予定価格

予定価格の公表については、工事や設計監理等の委託の一部のみとなっておりますが、その他の調達案件についても、検討を行います。

(5) 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格を下回る工事の入札があるため、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など、工事の品質確保に支障が生じかねない状況があります。

このため、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を適切に活用し、ダンピング受注の排除を徹底します。具体的には、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格について、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を踏まえた算定方式の改定等により適切に見直します。

(6) 市内本店企業への優先発注・発注拡大

市内本店企業への優先発注に努め、発注拡大の検討も進めます。

ただし、市内本店企業からの調達が困難な場合や競争性が確保できない場合などには、市内支店企業、市外企業を含め調達を行います。

(7) 工事における品質確保

これまでの監督員の施工プロセスチェックリストによる監理を継続施行するとともに、工事施工中の現場確認の強化や工事成績評価を入

札に反映することによる企業対応（品質、出来形など施工管理に対する工夫、改善）の促進など、より良い品質の確保を目指した取組みを進めます。

（８）技術力の向上

市内企業の技術力向上のため、工事検査における指摘事項や標準仕様書等の改正にかかる情報などを企業に伝える方策の整備、研修会の開催などを進めます。

（９）関係機関との連携【新規】

建設業については、毎年小牧商工会議所内の建設業者の集まりである建設業部会と意見交換会を実施しておりますが、他の物品調達についても小牧商工会議所等関係機関との連携を図り、市内企業が参入しやすい環境づくりの検討を行います。

（10）新規企業の参入【新規】

調達案件に関し、参加可能な企業の情報を得る手段を検討し、新規企業の参入を図っていきます。

（11）適正な労働環境の確保【新規】

市の調達する事業等について、労働者の賃金へのしわ寄せや事業・サービスの品質の低下が生じることのないよう、労働者の適正な労働環境の確保を図るための取組について検討します。

（12）その他

入札制度改革の基本的方向に則した施策について、調査・研究するとともに、有効な施策については、その施行に向けて積極的に取り組みます。

５ 推進体制

この基本方針に掲げる取組内容の推進のため、必要な措置を講じるものとします。

取組結果については、入札制度検討委員会に適宜報告し、検証を行います。